

## 熊本県における受動喫煙防止施策の推進に関する 署名のお願い

呼びかけ団体 くまもと禁煙推進フォーラム  
<http://square.umin.ac.jp/nosmoke/shomei.html>

この度は大変お世話になります。くまもと禁煙推進フォーラムは、タバコによる健康被害から人々を守る活動を行っている市民団体で、医療関係者や教育関係者らで作っている組織です。

さて、タバコ煙には発がん物質を含む多くの有害物質が含まれ、屋内にタバコ煙がある環境は乳幼児、子ども、妊婦はもちろん、健康な人にも大変危険です。他人のタバコ煙を吸わされる受動喫煙によって、がん、虚血性心疾患、呼吸器疾患などの健康被害が起こることが明らかにされています（日本学術会議、2010）。県内では年間約 100 人が受動喫煙のために死亡していると推定されます（国立がん研究センター、2010）。

健康増進法およびがん対策基本法においては受動喫煙防止が規定され、日本が批准する世界保健機関たばこ規制枠組条約では、屋内の公共の場所でタバコの煙にさらされることのないように立法措置をとるよう定められています。既に多くの国や地域で、屋内を禁煙とする法令が制定され、心臓・脳血管疾患、呼吸器疾患による入院が 2～3 割減少するなど大きな成果をあげています（Circulation・米国心臓協会医学雑誌、2012）。日本では神奈川県と兵庫県はすでに受動喫煙防止条例を制定し、京都・静岡・島根の 3 府県は検討中です（朝日新聞調査、2012）。

熊本県においては、国の受動喫煙防止策を行き過ぎとし「喫煙場所の確保・整備による分煙」を進めることとされています（熊本県議会、2010）。一方、熊本県民の 4 割以上は日常的に受動喫煙にさらされ、87%は受動喫煙を「迷惑」とし、禁煙推進を希望しています（日本禁煙学会雑誌、2012）。

以上より、熊本県は受動喫煙防止のための施策が不十分であると考えます。そこで私たちは、すべての県民が受動喫煙にさらされない権利を守るため、県民の声を、県知事および県議会議長へ届けるための署名活動を始めることにいたしました。

受動喫煙を防止することにより健康を推進する県を作っていくため、署名活動へ協力をいただきますようお願いいたします。さらに、熊本県内に在住の方々へ署名協力の呼びかけを実施していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

**【注意事項】** ①署名前の署名簿原本はコピーしても使えます。②署名されたものは原本を下記へご郵送下さい。※恐れ入りますが、郵送料についてはカンパとさせて下さい。③署名されたもののコピーやファックス送信では無効となりますのでご注意ください。④住所は地番まで全てお書き下さい。⑤熊本県内に住んでいる方であれば、年齢は問いません。⑥ご記入いただいた個人情報事務局で適正に管理し、署名提出以外の目的では使用いたしません。



くまもと  
禁煙推進  
フォーラム

【呼びかけ団体・署名簿送付先】

くまもと禁煙推進フォーラム事務局

〒866-0884 熊本県八代市松崎町 1 4 7

<http://square.umin.ac.jp/nosmoke/shomei.html>

問い合わせ先 [smokefreeaction@yahoo.co.jp](mailto:smokefreeaction@yahoo.co.jp)

忘備録【取り扱い団体または個人】

【署名簿回収年月】平成 年 月

## 熊本県における受動喫煙防止施策の推進を求める要望書

主旨 下記のような科学的根拠に基づく受動喫煙防止施策を実施して下さい

- 1) 他人の健康を害する受動喫煙曝露を将来完全に「ゼロ」とすることを宣言して下さい
- 2) 施策は「分煙」ではなく、世界保健機関が求める「屋内禁煙」を旨として下さい
- 3) 実施は、①第一段階として教育施設・医療介護施設の敷地内禁煙、官公庁等の公的施設の屋内禁煙、②第二段階として事業所の屋内禁煙、③第三段階として飲食店・宿泊施設、その他の不特定の方が集まる施設の屋内禁煙などと、経過と段階を踏み、県民の理解と協力を得ながら屋内禁煙の施設を拡充していくようお願い致します
- 4) 教育施設・医療介護施設についてはその特性を考慮し、敷地内禁煙を推進して下さい
- 5) 受動喫煙の防止にはならず、混乱を招きやすく、過剰な熊本県の公的資金の支出を要することになる「分煙策」をとらないようにして下さい

### 理由

- 1) 受動喫煙の健康への明確な害、さらに「分煙」ではなく「屋内禁煙」による受動喫煙防止効果が、科学的に明らかにされたこと（日本学術会議、国立がん研究センター）
- 2) 健康増進法およびがん対策基本法においては受動喫煙防止が規定され、日本が批准している世界保健機関たばこ規制枠組条約では、屋内の公共の場所でタバコの煙にさらされることのないように立法措置をとるよう定められ、神奈川県と兵庫県ではすでに罰則付きの受動喫煙防止条例が制定されていること
- 3) 熊本県民の多くが受動喫煙にさらされる一方、8割以上の県民が受動喫煙を「迷惑」としていること
- 4) 熊本県民が受動喫煙防止策を望むのは、第一に教育施設、医療介護施設、公的施設、次いで事業所であること



呼びかけ団体：くまもと禁煙推進フォーラム

氏名	住所

①住所は地番まで全てお書き下さい。②氏名は自書署名または記名押印してください。③熊本県内に住んでいる方が署名してください。④署名は1人1回限りです。⑤署名されたもののコピーやファックス送信は無効です。  
※個人情報事務局で適正に管理し、署名提出以外の目的では使用いたしません。